

(端裏書)

「大谷九右衛門殿

牛尾金右衛門

只今手紙を以申入候所

氣色不快^ニて此方^ヘ御出成不申明^朝者

可罷参由令承知候

かの江戸

御目見之手筈

月日其品被相蒙候

御役人之次第今日

入用之義^{ニ而}申入候

貴殿不被参候ハヽ書付

^{ニ而}も御差越可有之候

夫共今晚成不

申候ハヽ明日^{ニ而}も御持参

可有之候、同しくならハ

只今入用^ニ候へとも

とやかく申内はや

及答可申候、一向何日

^ニても一兩日過候^ニも

宜有之候、以上

十月廿六日